

1. 国立病院機構九州ブロックの取組の概要

○拡大医療安全管理委員会について

- (1) 目的
 - ・ 院外の専門家を加えて、第三者的立場から過失の有無を厳正に審議
 - ・ 再発防止策の提言
- (2) 位置づけ
 - ・ 事故の発生した病院から医療事故調停委員会への依頼に基づき、医療事故調停委員会の下部組織として、当該病院内に設置。
- (3) 構成
 - ・ 当該病院の委員（院長を含む）
 - ・ 院外専門委員（機構内病院の出身大学が異なる医師、外部病院の医師、看護師、理学療法士、臨床工学技師等 ※事案によっては、機構外の専門委員も招聘している）
 - ・ 九州ブロック事務所顧問弁護士
 - ・ 当該病院担当の弁護士
 - ・ 医療事故調停委員会の委員（九州ブロック所属の病院長、副院長、事務部長、看護部長等） 等
- (4) 活動状況
 - ・ 平成 16 年 4 月～平成 19 年 4 月の間に 32 回開催（32 事例）

